

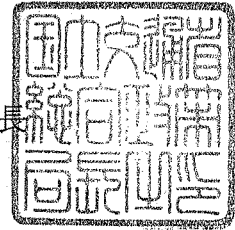


国総収第200号
平成25年4月5日

(事業認定庁)

岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
福島県知事 殿
東北地方整備局長 殿

国土交通省総合政策局長



東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、広範囲にわたる地域において多くの生命や財産が奪われた。国民の生活を支える社会インフラについても大きな被害を受けており、今後の被災地域の復興が迅速に進められるよう努める必要があるところである。

については、貴職におかれても、下記の事項につきご留意の上、東日本大震災の被災地において、迅速な復興が進められるよう事業認定手続の円滑な進行の確保に努められたい。

なお、被災地における土地収用制度の活用については、起業者並びに岩手県、宮城県及び福島県の収用委員会会長あて併せて通知したところであり、参考までに添付する。

記

一 事業認定手続について

(1) 事前相談の活用

被災地においては、緊急性の高い事業が増大する見込みとなっていることから、審査予定案件を計画的に処理し、事業認定の審査手続が滞ることのないよう、事業認定庁は主要な起業者から事業認定申請予定案件を事業の早い段階か

ら積極的に把握するよう努めること。

(2) 審査の迅速化

緊急性の高い事業が増大する見込みとなっていることから、起業者の負担を軽減し、迅速に手続を進めていくため、申請に要する資料等については、事業の認定に当たって必要最小限となるよう、十分吟味すること。また、土地収用法第17条第3項により、申請書を受理してから処分までの期間について、三か月以内に処分を行うように努めることとされているが、審議会の開催を要する等の特段の事情がある場合を除き、二か月以内を目標とし迅速に処分を行うよう努めること。

(3) 被災状況等を踏まえた柔軟な審査

事業認定に係る審査に当たっては、東日本大震災による被害の状況等を踏まえて、事業の効果や早期施行の必要性を考慮するなど柔軟に審査を行うこと。

(4) 手続保留制度の活用

今後の復興関連事業の本格化に伴い、事務量の増加等の問題から事業認定後直ちにすべての用地取得を行うことが困難なことも予想されるので、そのようにやむを得ない場合は起業地の全部又は一部について手続保留制度（土地収用法第31条以下）を活用するよう起業者に対し通知したところであり、貴職におかれても適切にこれを運用すること。